

# 多面的機能支払交付金に係る業務方法書

北海道農地・水保全管理対策協議会

## 第1章 総 則

### (目的)

**第1条** 本業務方法書は、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、多面的機能支払交付金交付要綱（平成26年4月1日付け25農振第2253号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）、多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）及び北海道多面的機能支払事業補助金交付要領（平成26年4月28日付け農設第38号農政部長通知。以下「道交付要領」という。）に基づき、北海道農地・水保全管理対策協議会（以下「道協議会」という。）が行う多面的機能支払交付金に係る事業（以下「本事業」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

### (業務運営の基本方針)

**第2条** 道協議会長は、その行う業務の重要性にかんがみ、実施要綱、交付要綱、実施要領、多面的機能支払交付金の交付決定に当たって農林水産省農村振興局長から付された条件、道交付要領、本業務方法書その他の法令等を遵守し、関係機関との緊密な連絡の下に交付金を安全に管理しつつ、実施要綱別紙1の第3又は同要綱別紙2の第3に定める対象組織（以下「対象組織」という。）に対する多面的機能支払交付金の交付その他の業務を適正かつ効率的に運営する。

2 道協議会長は、実施要綱その他法令等を遵守する対象組織が、本業務方法書に定めた手続きに従って多面的機能支払交付金の交付の対象となる活動を行う場合、多面的機能支払交付金を交付する。

## 第2章 事業の実施

### (交付金の管理)

**第3条** 道協議会長は、次の会計区分を設け、国の交付金をそれぞれ区分して管理するものとする。この際、収入及び支出の状況及び財政状態を的確に把握するため必要な勘定科目を設けることとする。

- (1) 多面的機能支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）会計
- (2) 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）会計
- (3) 高度な農地・水の保全活動（経過措置分）会計

2 道協議会長は、第1項の(1)、(2)及び(3)の会計の資金を対象組織に対する多面的機能支払交付金の交付以外の用途に使用してはならない。

3 道協議会長は、第1項の交付金を金融機関への預金又は貯金により管理するものとする。

4 道協議会長は、前項の交付金の運用により生じた運用益を第1項の(1)、(2)又は(3)の会計に繰り入れるものとする。

5 道協議会長は、毎年度、第1項の(1)、(2)又は(3)の会計に残額が生じたときは、当該残額をそれぞれ国に返還するものとする。

### (多面的機能支払交付金に係る採択申請及び採択決定)

**第4条** 道協議会長は、多面的機能支払交付金の交付を受けようとする対象組織の代表者から、

実施要綱別紙1の第7の3の(1)又は同要綱別紙2の第7の3の(1)に基づき、多面的機能支払交付金に係る活動計画書(道協様式第1号)に、次の(1)又は(2)に示す協定及び対象組織の運営に関する規約等を添え、採択を受けようとする年度の6月30日(地方公共団体の関連予算の成立が遅れる等特別な事情がある場合は、当該年度の10月31日)までに、申請を受けるものとする。

(1) 広域活動組織の場合

- ・道協様式第1-1号 広域協定書
- ・道協様式第1-1号別紙 広域協定参加同意書(集落及び活動組織)
- ・道協様式第1-1号別紙 広域協定参加同意書(団体)
- ・道協様式第1-1号別紙 協定対象区域図面
- ・道協様式第1-1号別表 協定対象農用地及び施設
- ・道協様式第1-2号 広域協定運営委員会規則

(2) 活動組織の場合

- ・道協様式第1-3号 活動組織規約
- ・道協様式第1-3号別紙 活動組織参加同意書
- ・道協様式第1-4号 協定書

2 道協議会長は、前項の申請を受けたときは、提出があった書類を審査の上、当該対象組織に多面的機能支払交付金を交付することが適当と認められるときは、採択を決定し、実施要綱別紙1の第7の3の(2)又は同要綱別紙2の第7の3の(2)に基づき、速やかに対象組織の代表者に採択承認通知書(道協様式第2号)により通知するものとする。

3 道協議会長は、対象組織の代表者が、次に定める事項の変更が生じた場合として、実施要綱別紙1の第7の4又は同要綱別紙2の第7の4に基づき、変更後の活動計画書に変更があった協定又は規約等を添え、道協議会長に提出があり、その内容が適切であると認められる場合には、これを承認し、速やかにその旨を採択内容の変更承認通知書(道協様式第3号)で対象組織の代表者に通知するものとする。

- a 対象農用地面積の変更
- b 保全管理する対象施設の変更
- c 対象組織の変更
- d 活動の追加、中止又は廃止

4 対象組織の代表者は、第3項のa～dに該当しない活動計画書、協定又は規約等の変更があった場合、実施要領第1の7の(2)又は同要領第2の7の(2)に基づき、変更があった活動計画書、協定又は規約等を添え、変更があった年度の第9条第1項の実施状況の報告時又は翌年度の第5条第1項の交付申請時のいずれか早い期日までに道協議会長に報告するものとする。

(多面的機能支払交付金の申請及び支払)

**第5条** 対象組織の代表者は、多面的機能支払交付金の交付について、交付金交付申請書(道協様式第4号)により毎年度4月30日までに、道協議会長に申請するものとする。ただし、対象組織が採択を受けようとする年度の申請については、第4条第2項の採択決定後、速やかに申請するものとする。

2 道協議会長は、対象組織の代表者から前項の申請があり、その内容が適正であると認めた場合には、速やかに交付金交付決定通知書(道協様式第5号)により通知するものとする。この際、第3条第1項の会計区分を明確にしておくこととする。

3 対象組織の代表者は、前条第3項に基づく多面的機能支払交付金の交付金額の変更(年度当たり交付金額の総額の変更に限る。)に係る道協議会長の承認後、速やかに交付金変更承認申請書(道協様式第6号)を道協議会長に提出するものとする。

4 道協議会長は、対象組織の代表者から前項の申請があり、その内容が適正であると認めた場合には、第3条第1項の会計の予算(以下「予算」という。)の範囲内において、交付変更決定をするとともに、速やかに対象組織の代表者に交付金変更承認通知書(道協様式第7号)に

より通知するものとする。

- 5 道協議会長は、第2項の交付決定及び第4項の交付変更決定の際に予算の都合により一部の交付決定等となり、追加の交付決定を行う場合には、速やかに対象組織の代表者に交付金変更通知書（道協様式第8号）により通知するものとする。

**（交付金に係る概算払申請及び支払）**

**第6条** 対象組織の代表者は、多面的機能支払交付金の概算払の申請をしようとするときは、第5条第2項の交付決定後、概算払申請書（道協様式第9号）により道協議会長に申請するものとする。

- 2 道協議会長は、対象組織の代表者から前項の申請があり、その内容が適正であると認めた場合には、予算の範囲内において、概算払を決定し、概算払決定通知書（道協様式第10号）により対象組織に通知するとともに、交付金を交付するものとする。  
この際、第3条第1項の会計区分を明確にしておくこととする。

**（多面的機能支払交付金の対象範囲）**

**第7条** 多面的機能支払交付金については、対象組織が北海道知事が定めた地域活動指針に位置付けられた活動を実施するために必要な経費について、支援の対象とする。

- 2 多面的機能支払交付金については、対象組織が採択された年度の4月1日以降に実施した農地維持活動又は資源向上活動について支援の対象とする。

**（交付金の返還等）**

**第8条** 対象組織が農地維持活動又は資源向上活動を実施するに当たり、協定及び活動計画に定められた事項が遵守されていない場合等には、道協議会長は、期日を定めて、是正又は対象組織に対して交付した交付金の全部又は一部について、返還を求めるものとする。

- 2 前項により交付金の返還を求める場合、道協議会長は対象組織への多面的機能支払交付金の交付を停止し、交付金の返還を求める理由、返還の額及び返還の期日を記載した書面を対象組織の代表者に送付しなければならない。
- 3 道協議会長は、交付金の返還を求められた対象組織の代表者が、やむを得ない事情があるとして、道協議会長に対し、期日までに返還できない理由を記載した書面を返還の期日の前日までに、道協議会長に提出することにより、期日の延長を願い出ることを認めるものとする。
- 4 道協議会長は、前項の期日の延長を求められた場合には、その理由が真にやむを得ない事情であると認められるときにあってはこれを認め、改めて、返還の期日を記載した書面を対象組織の代表者に送付するものとし、真にやむを得ない事情であると認められないときにあっては、その旨を対象組織の代表者に通知しなければならない。
- 5 道協議会長からの交付金の返還請求に基づき、対象組織から交付金の返還があった場合、道協議会長は、対象組織の代表者の多面的機能支払交付金の再開に係る意思を確認し、第5条第1項の手続きを経た後、多面的機能支払交付金の交付を再開するものとする。
- 6 第1項において、自然災害等やむを得ない理由が認められる場合は、多面的機能支払交付金の返還を免除することとする。

### 第3章 報 告

**（実施状況等の報告）**

**第9条** 対象組織の代表者は、毎年度、実施要綱別紙1の第7の6又は同要綱別紙2の第7の6に基づき、多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書（道協様式第11号）を作成し、下表に掲げる書類その他必要な書類又はその写しを添えて、関係市町村長が定める日までに、関係市

町村長に提出するものとする。

	農地維持支払	資源向上支払（地域資源の質的向上を図る共同活動）	資源向上支払（施設の長寿命化のための活動）
金銭出納簿（道協様式第12号）	提出	提出	提出
活動記録（道協様式第13号）	—	提出	提出

- 2 関係市町村長は、毎年度、対象組織の活動の実施状況の確認について、書類等の審査及び現地確認により行い、その確認結果について、実施要綱別紙1の第7の7の（2）又は同要綱別紙2の第7の7の（2）に基づき、4月25日までに実施状況確認報告書（道協様式第14号）を道協議会長に報告するものとする。
- 3 道協議会長は、前項により報告があった場合、実施要綱別紙1の第10の2又は同要綱別紙2の第10の2に基づき、対象組織の活動の実施状況を取りまとめ、事業を実施した翌年度の5月末日までに、農林水産省農村振興局長に提出するものとする。
- 4 道協議会長は、交付要綱第9に基づき、交付金の交付の決定に係る年度の各四半期（第4・四半期を除く）の末日現在において、遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月までに正副2部を農林水産省農村振興局長に提出するものとする。ただし、概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。
- 5 道協議会長は、交付要綱第10に基づき、実績報告書を作成し、交付金の交付の決定のあった翌年度の4月10日までに正副2部を農林水産省農村振興局長に提出するものとする。ただし、交付金の全額が概算払により交付された場合は、交付金の交付の決定のあった年度の翌年度の5月末日までとする。

#### 第4章 雑 則

**第10条** 対象組織の代表者と道協議会長が取り交わす申請書類等については、関係市町村を經由するものとする。

##### 附 則（平成26年7月1日）

- 1 この業務方法書は、農林水産省農村振興局長の承認のあった日から施行する。
- 2 平成26年度における第4条に規定する道協議会長に対する採択申請の提出期限は、同条の規定にかかわらず、平成26年12月25日までとする。
- 3 第4条に掲げる活動計画書の変更について、実施要綱附則11に規定する道協議会長への提出期限は、平成26年12月25日までとする。